

防整整第8802号
令和8年3月31日

各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長 } 殿

整備計画局施設整備課長
(公 印 省 略)

整備加速型の総合設計業務における積算支援業務の実施要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、建設制度官、提供施設計画官

整備加速型の総合設計業務における積算支援業務の実施要領

第1 目的

本実施要領は、防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）のうち、施設整備の執行に係る基本的な考え方について（防整整第8784号。令和8年3月31日）に基づく整備加速型の総合設計業務において、積算支援業務を含めて実施するために、標準的な業務の実施要領を定める。

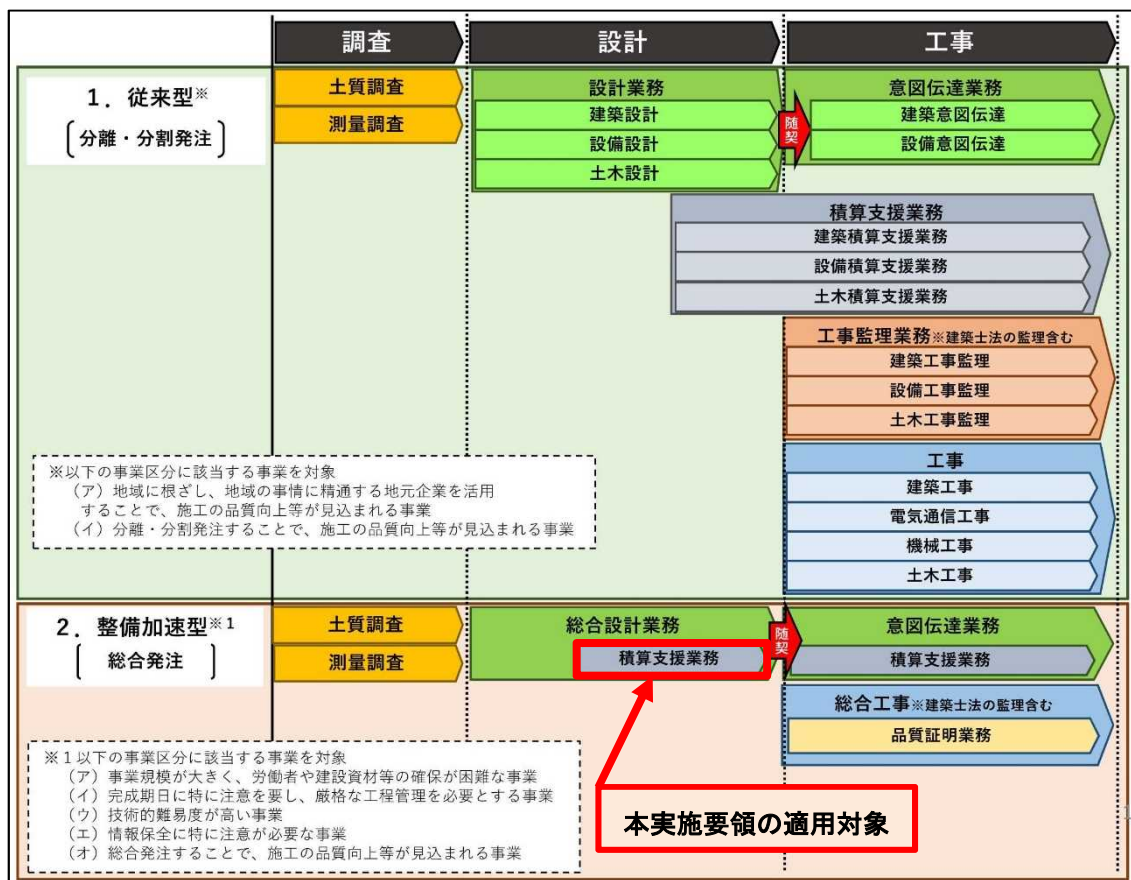


図 本実施要領の適用対象イメージ（施設整備の執行に係る基本的な考え方について（防整整第8784号。令和8年3月31日）別図より抜粋）

第2 積算支援業務の概要

従来の設計業務では、数量調書の作成や概算工事費の算定まで実施され、その後、予定価格算定の根拠資料である積算価格内訳明細書の作成は発注者自らが行うか、建設工事に係る事業監理業務共通仕様書（防整技第7385号。28.4.1）の別紙に定める積算等技術支援業務により実施されてきた。

一方、整備加速型の総合設計業務では、対象事業の特性を鑑み、設計業務の受注者が積算価格内訳明細書の作成に相当する積算支援業務を直接実施することで、事業の適正かつ円滑な実施を図るものである。

なお、以降、本要領において特段の注記ない限り「積算支援業務」とは、整備加速型の総合設計業務に含めて実施される積算支援業務を指す。

第3 積算支援業務の内容

受注者は、以下の業務を行うこととする。

- (1) 積算に使用する根拠資料等の収集整理（土木のみ）
受注者は、土木工事費の積算のために必要な、見積り等の徴収・整理を行うものとする。
- (2) 積算に必要なデータの入力（土木のみ）
受注者は、土木設計業務の成果を基に、発注者が指定する積算ソフトウェアにより、数量及び単価等のデータ入力を行い、その結果を提出するものとする。
- (3) 工事価格の算定
受注者は、建築・設備設計業務の成果並びに（1）及び（2）の成果を基に、発注者が指定する積算ソフトウェアにより工事価格を算定し、その結果を提出するものとする。
なお、共通費の算定に使用する現場説明書等は監督官が貸与する。
- (4) その他
受注者は、業務の結果等については、監督官に適切に報告するものとする。
受注者が特記仕様書に基づき監督官に対して行う報告は、建設工事に係る事業監理業務共通仕様書について（防整技第7385号。28年4月1日）付紙第1及び付紙第2の報告書等により行うものとする。

第4 積算支援業務の実施

- (1) 積算支援業務は、設計業務の成果及び適用基準によるほか、防衛省制定の「土木工事積算価格算定要領」及び「土木工事標準歩掛」に基づき実施する。なお、労務単価及び材料単価は算定時点の公共工事設計労務単価や物価誌を使用するものとする。
- (2) 管理技術者等は「第3」に掲げる業務を実施した場合は、都度その概要を監督官に報告するものとする。
- (3) 「第3（2）及び（3）」に示す業務の実施にあたっては、発注者から貸与されたパソコンを使用することとし、監督官から指定された場所にて作業を実施するものとする。
- (4) 発注者が指定する積算ソフトウェアは特記仕様書に記載し、工事価格の算定に際して発注者が貸与するパソコンで使用可能とする。
- (5) 積算関係資料（積算を行うための設計図書、特記仕様書、数量計算書、積算データ等）の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認の上、月1回監督官に書面にて報告するものとする。
- (6) 積算支援業務を実施する場合は、総合設計業務における工事費概算書の作成は原則、実施しないものとする。
ただし、総合設計業務の履行期間中に工事費の予算要求など、概算工事費の算出が必要と見込まれる場合はこの限りではない。
- (7) 積算支援業務は、実質的な設計の完了後に行われることを踏まえ、適正な業務履行期間の確保に配慮すること。
また、積算支援業務は、総合工事の入札公告手続き期間中に実施されるため、

業務の履行期間を踏まえて適切な公告スケジュールを計画すること。

第5 積算支援業務に係る業務量

(1) 積算支援業務に係る標準業務量は以下の表に示す業務人・時間数を、計上するものとする。

なお、標準業務量は、整備計画局長が定める「設計業務委託等技術者単価」における技師C相当による。

表 積算支援業務に係る標準業務量（建物1棟あたり）

職種	標準業務量[人・時間]	備考
建築	16	
設備	32	電気・通信及び機械
土木	12	

※建築・設備の場合、延べ面積1,000㎡以上の新設及び改修建物1棟ごとに計上することとし、1,000㎡未満の新設及び改修や解体に係る業務量は上記の標準業務量に含まれるものとする。

※土木の場合、建築面積200㎡以上の新設建物1棟ごとに計上することとし、建築面積200㎡未満の建物の新設や改修に係る業務量は上記の標準業務量に含まれるものとする。

(2) 業務人・時間数は特記仕様書に記載し、業務の実績に応じて、監督官と協議の上、精算するものとする。

第6 積算支援業務に係る業務費の算定

(1) 積算支援業務に係る業務人・時間数は、各設計業務費の直接人件費にかかる人・時間数と併せて計上する。

(2) 諸経費等はそれぞれの職種に応じた業務費積算基準類に基づいて算定する。

第7 その他

第1から第4に示す記載事項を含めた、積算支援業務特記仕様書記載例を付紙1に、積算支援業務の基本フローを付紙2に示す。

特記仕様書への記載例（建築・設備）

第● 積算支援業務

1 業務内容

本業務は、設計業務の成果を踏まえ、以下の業務を実施するものとする。

- (1) 積算に使用する根拠資料等の収集整理（土木のみ）
受注者は、土木工事費の積算のために必要な、見積り等の徴収・整理を行うものとする。
- (2) 積算に必要なデータの入力（土木のみ）
受注者は、土木設計業務の成果を基に、発注者が指定する積算ソフトウェアにより、数量及び単価等のデータ入力を行い、その結果を提出するものとする。
- (3) 工事価格の算定
受注者は、建築・設備設計業務の成果並びに（1）及び（2）の成果を基に、発注者が指定する積算ソフトウェアにより工事価格を算定し、その結果を提出するものとする。
なお、共通費の算定に使用する現場説明書等は監督官が貸与する。
- (4) その他
受注者は、業務の結果等については、建設工事に係る事業監理業務共通仕様書について（防整技第7385号。28年4月1日）付紙第1及び付紙第2の報告書等により、監督官に適切に報告するものとする。

2 担当技術者

本業務に係る担当技術者の業務人・時間数は、技師 C を下記のとおり見込むものとし、実績に応じて、監督官と協議のうえ、精算できるものとする。

建築担当：●●人・時間

設備担当：●●人・時間（電気・通信及び機械）

土木担当：●●人・時間

3 その他

- (1) 積算支援業務は、設計業務の成果及び適用基準によるほか、防衛省制定の「土木工事積算価格算定要領」及び「土木工事標準歩掛」に基づき実施する。なお、労務単価及び材料単価は算定時点の公共工事設計労務単価や物価誌を使用するものとする。
- (2) 管理技術者等は積算支援業務を実施した場合は、都度その概要を監督官に報告するものとする。
- (3) 工事価格の算定にあたっては、発注者から貸与されたパソコンを使用することとし、監督官から指定された場所にて作業を実施するものとする。
- (4) 発注者が指定する積算ソフトウェアは以下のとおりとし、工事価格の算定に際して発注者が貸与するパソコンで使用可能とする。
建築・設備：営繕積算システムR I B C 2（一般財団法人建築コスト管理システム研究所）
土木：土木工事積算システムG a i a（株式会社ビーイング）
- (5) 積算関係資料（積算を行うための設計図書、特記仕様書、数量計算書、積算データ等）の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認の上、月1回監督官に書面にて報告するものとする。

整備加速型の総合設計業務における積算支援業務の基本フロー

